

(2) 法人が剰余金の配当について内容の異なる二以上の種類の株式を発行している場合

8の5-3 内国法人が剰余金の配当について内容の異なる二以上の種類の株式を発行している場合における法第8条の5第1項第1号に規定する「当該配当等の直前に当該内国法人から支払がされた配当等の支払に係る基準日」については、当該株式の種類にかかわらず、当該法人の直前に支払がされた配当等の支払に係る基準日をいうことに留意する。

また、この場合において、同項に規定する「一回に支払を受けるべき金額」についても、株式の種類にかかわらず、当該法人から支払を受ける剰余金の配当のうち、その基準日及びその効力を生じる日が同一の日であるものの総額により判定することに留意する。

【解説】

二以上の異なる種類の株式（例えば、優先株と普通株）を発行している法人が、優先株についてのみ中間配当を行い、期末に優先株と普通株の双方について決算配当を行った場合において、その配当等の計算の基礎となった期間の判定については、その利益の配当に係る個々の株式について中間配当があったかどうかに関係なく、その利益の配当に係る事業年度の中間配当が支払われたかどうかによって行うものと解されることから、普通株の配当等の計算の基礎となった期間についても「1年未満」として取り扱っていた（昭54直法6-2）。

本通達は、少額配当の判定の基礎となる「配当等の支払に係る基準日」について、当該法人において内容の異なる二以上の種類の株式を発行している場合には、当該株式の種類にかかわらず、当該法人の直前に支払がされた配当等の支払に係る基準日をいうことを明らかにしたものの。

【改正の趣旨等】

旧商法に規定する金銭の分配（中間配当）はその計算の基礎となった期間が1年未満であるとしていたが、会社法では期中いつでも（かつ何度でも）株主総会の決議によって剰余金の配当を行うことができるとされた（会社法454①）。

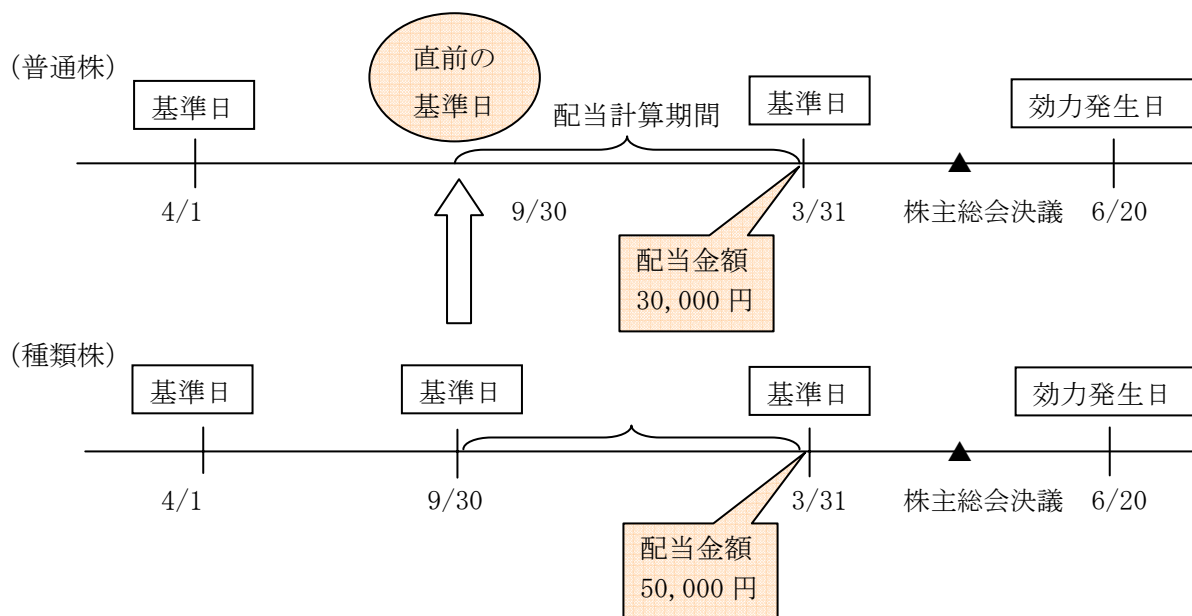
○ **直前の配当等の支払に係る基準日**

株式の種類ごとに区別することなく、その内国法人が直前に支払った配当等に係る基準日を基に配当計算期間を算定する。

○ **一回に支払うべき金額**

株式の種類にかかわらず、株式の発行法人ごとに、かつ、支払を受ける剰余金の配当のうちその基準日及びその効力を生ずる日が同一の日であるものごとに判定する。

【参 考】 一の株主が一の株式会社から種類の異なる株式に係る配当の支払を受ける場合で、その配当の支払に係る基準日と効力発生日が同一であるとき



普通株と種類株の配当計算期間はともに9月30日から3月31日までとなり、「一回に支払を受ける金額」は普通株と種類株を合計した金額（80,000円）となる。

$100,000 \text{円} \times 6 / 12 = 50,000 \text{円} < 80,000 \text{円} \text{ (} 30,000 \text{円} + 50,000 \text{円)}$
となり、少額配当には該当せず、確定申告が必要になる。